平成２７年（フ）第１４１７号
大阪府東大阪市稲葉３丁目２番32号コーポＫＭ305号
債務者　梁川太郎こと　梁　　太郎
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４８３号
大阪府東大阪市下小阪４丁目７番６号　栗山文化２―202号
債務者　中田　政子
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４８４号
大阪市西成区松２丁目４番15号　ロイヤルコーポラス203号
債務者　宇山京子こと　黄　　千秋
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４８５号
大阪府東大阪市中石切町３丁目２番５号
債務者　櫻井　正明
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４８６号
大阪府東大阪市中石切町３丁目２番５号
債務者　櫻井　郁子
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４９０号
大阪市淀川区木川東４丁目16番17号　エスポワール扇401号、前住所大阪府門真市野里町35番33号
債務者　田原　悦子
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５２７号
大阪市東成区中本５丁目12番26―301号
債務者　伍堂　和江
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５６９号
大阪府吹田市青山台４丁目24番６号
債務者　丸山　玲子
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１７号
埼玉県川越市大字小堤152番地18　市営小堤団地Ｋ３―404号室
債務者　吉川　妙子
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１３４号
埼玉県川越市野田町１丁目７番地４　川越寮、前住所埼玉県朝霞市溝沼５丁目14番19号アメニティー朝霞202
債務者　小河原健次
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３４９号
札幌市清田区平岡１条４丁目２番12―202号
債務者　高橋　愛美
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３９２号
札幌市北区北30条西13丁目２番11号
債務者　山瀬　順治
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４３１号
札幌市白石区東札幌２条５丁目２番13―402号
債務者　松川　摩耶（旧姓平澤）
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４９０号
札幌市北区太平５条３丁目１番12号　マンション川田１Ｆ左
債務者　羽田めぐみ
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５２５号
札幌市豊平区中の島１条４丁目４番20号　リバーハイム１Ｆ
債務者　鎌田　高志
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５８号
群馬県甘楽郡甘楽町大字福島122番地４　山田和枝アパートＡ棟
債務者　川島小夜香（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１３４号
埼玉県越谷市千間台西３丁目３番地　パークタウン７―105
債務者　木村　厚子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係